

# 静岡県労政会館指定管理業務等の評価について

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

## 1 趣旨

- (1) 静岡県労政会館は、会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しています。

評価対象を含む指定管理期間（第5期）：令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

<施設の概要>

名称	沼津労政会館	静岡労政会館	浜松労政会館
所在地	沼津市高島本町1-3	静岡市葵区黒金町5-1 静岡県勤労者総合会館内	浜松市中央区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館内
施設内容	ホール、会議室4、 日本間	ホール、会議室8、日本間	会議室5
指定管理者	静岡県労働福祉事業協会グループ（静岡市葵区）		

- (2) 指定管理者による管理運営業務等が、利用者サービスの向上と管理経費の縮減という指定管理者制度の目的を達成しているか、また、公の施設として条例に掲げる設置目的の達成に貢献しているか等について多面的に評価するため、有識者及び施設利用者代表者で構成する「静岡県労政会館指定管理者評価委員会」を設置しています。

<評価委員会委員> 任期：令和7年6月1日から令和10年5月31日（3年間）

区分	氏名（敬称略）	所属・役職	備考
有識者	田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	委員長
	増田 徳好	（一社）静岡県中小企業診断士協会顧問	
施設利用者 代表者	土屋 善久	静岡県労働金庫執行役員兼総務人事部長	
	清家 宏造	（公社）静岡県労働基準協会連合会専務理事	
	飯田 誠一郎	（一社）日本クレーン協会静岡支部専務理事兼事務局長	

## 2 評価委員会の実施

今回の評価対象を含む指定期間中に、次のとおり実施しています。

日時	令和7年7月25日 14:00～16:30	
場所	静岡県庁 別館20階第一会議室B	
評価対象期間	令和6年度	
指定管理者自己評価	別添のとおり	
委員 評価	コメント	別添のとおり
	採点	評価得点 17.4点 総合評価「良」

### 3 評価の手順

(1) 評価委員会による評価は、以下の手順で行います。

順序	項目	内容
1	県からの報告	・ 指定管理の概要、業務内容等について ・ 指定管理者から提出された報告書等の内容
2	指定管理者による報告・質疑応答	・ 評価票による自己評価及び管理運営状況の報告 ・ 委員によるヒアリング
3	意見交換及び評価	・ 委員間で意見交換 ・ 評価票による評価（コメント及び採点）
4	評価結果	・ 県に対する評価結果の伝達

(2) 評価票による評価は以下により行います。

#### ① 評価項目及び評価の視点

評価項目	評価の視点
基本的事項	設置目的に沿った運営が行われているか。
	公の施設として適切な運営が行われているか。
経営状況	健全な運営及び適切な予算執行が行われているか。
	利用目標の達成に向けた経営努力が行われているか。
管理運営状況	適切な人員体制を整えた運営が行われているか。
	施設や設備が適切に管理されているか。
サービス向上・利用増進	利用者の利便性向上及び利用増進に向け、利用者アンケートや利用状況の分析を踏まえた適切な取組や広報 PR を行っているか。
	個人情報の取扱い及び利用者とのトラブル対策は適切か。
まとめ	指定管理者の自己評価、評価委員会の評価結果を踏まえ、県がコメントを付記します。（※平成 23 年度から実施）

#### ② 項目ごとの評価（採点）の基準

評価区分	評価の内容
◎（3点）	大変評価できる
○（2点）	評価できる
△（1点）	努力を要する
×（0点）	改善を要する

#### ③ 評価の基準

評価区分	個別評価	総合評価	評価の内容
優	2.5 点以上	20.0 点以上	大変評価できる
良	2.0 点以上 2.5 点未満	16.0 点以上 20.0 点未満	評価できる
可	1.5 点以上 2.0 点未満	12.0 点以上 16.0 点未満	努力を要する
要改善	1.5 点未満	12.0 点未満	改善を要する

(注) 採点は、評価委員のみが行います。（※個別評価は令和元年度から実施）

静岡県労政会館指定管理者評価票(集計用) 6年度評価

指定管理者名(静岡県労働福祉事業協会グループ)

評価項目		委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均点	評価
基本的事項	設置目的に沿った運営が行われているか	3	3	2	2	2	2.4	良
	公の施設として適切な運営が行われているか	3	2	2	2	2	2.2	良
経営状況	健全な運営及び適切な予算執行が行われているか	3	2	2	2	1	2.0	良
	利用目標の達成に向けた経営努力が行われているか	3	2	1	1	2	1.8	可
管理運営状況	適切な人員体制を整えた運営が行われているか	3	2	3	2	2	2.4	良
	施設や設備が適切に管理されているか	2	2	2	2	2	2.0	良
サービス向上・利用増進	利用者の利便性向上及び利用増進に向け、利用者アンケートや利用状況の分析を踏まえた適切な取組や広報PRを行っているか	1	2	2	2	2	1.8	可
	個人情報の取扱い及び利用者とのトラブル対策は適切か	3	3	3	2	3	2.8	優
合計(総合評価)		21.0	18.0	17.0	15.0	16.0	17.4	良

評価	個別評価	総合評価	摘要
優	2.5点以上	20.0点以上	大変評価できる
良	2.0点以上 2.5点未満	16.0点以上 20.0点未満	評価できる
可	1.5点以上 2.0点未満	12.0点以上 16.0点未満	努力を要する
要改善	1.5点未満	12.0点未満	改善を要する
最高点	3点	24点	

※平均点は、小数第一位まで算出する。

静岡県労政会館指定管理者評価票

指定管理者(静岡県労働福祉事業協会グループ)

評価項目	指定管理者自己評価	評価委員のコメント(良好な点又は改善を要する点)	
		指定管理者に対するコメント	県に対するコメント
基本的事項	設置目的に沿った運営が行われているか 1 労働福祉事業の実施者(労働関係者)への支援 (1)コンシェルジュ機能の充実 2 労働関係者以外への支援 3 労働者福祉事業の実施 (1)「自主事業」、「共催事業」の開催 (2)無料相談事業の開催	意見なし	意見なし
	公の施設として適切な運営が行われているか 1 制度研修の実施 2 公平・公正・的確な対応 3 県民・地域福祉に資する運営 (1)「フードバンクふじのくに活動」へ協賛 (2)清掃活動などへの参加 (3)定期的な物品購入	意見なし	意見なし
経営状況	健全な運営及び適切な予算執行が行われているか 1 収入の確保 (1)認知度の向上 (2)営業活動の強化 2 経費の削減 (1)光熱水費の削減 (2)効率的な人員配置 (3)契約の適正執行 (4)コピー枚数の削減と裏面を利用したコピーの対応	・沼津労政会館の休館により、利用料金収入が減少し収支が悪化したことはやむを得なかったが、経費の削減に努めたことは評価できる。 ・収支の赤字の改善は必要。 ・沼津労政会館の休館があったなかで最小限の赤字に抑えた努力は評価できるが、赤字の改善は要する。	意見なし
	利用目標の達成に向けた経営努力が行われているか 1 収入の確保 (1)認知度の向上 (2)営業活動の強化 (3)新たな利用方法の提案	・厳しい環境であることは理解するが、指定管理期間を通じて利用件数や利用率に目立った向上が見られな い。発想を変えて取り組み内容を検討する必要がある。 ・パンフレットに控え室があることを記載できると効果的 である。パンフレットの有効活用など、利用率の向上策 が必要。 ・令和6年度は対応できていなかったが、今後のSNS を活用した広報に期待する。	意見なし

静岡県労政会館指定管理者評価票

指定管理者(静岡県労働福祉事業協会グループ)

評価項目	指定管理者自己評価	評価委員のコメント(良好な点又は改善を要する点)	
		指定管理者に対するコメント	県に対するコメント
管理運営状況	適切な人員体制を整えた運営が行われているか ○効率的な人員配置 ○緊急時などのバックアップ体制 ○複数職員によるチェック体制 ○日報の作成と引継ぎ ○グループ定例会の開催	・静岡労政会館が1名の職員減に対して効率的な運営に努めた結果人件費削減につながったことが評価できる。	意見なし
	施設や設備が適切に管理されているか 1 施設管理 (日常点検の実施) (定期点検の実施) (点検結果に基づく補修等) 2 安全、安心対策	・施設が老朽化しているため、多くの不具合が生じているが、指定管理期間を通して工夫しながら適切な対応ができています。 ・備品に関しては、適宜更新するなど適切な管理が必要。 ・沼津労政会館における荷物の運搬方法について検討が必要。	・休館期間については、冷房運転の頻度を検証してより休館期間が短くなるような判断をしてもよかった。 ・沼津労政会館の階段で荷物を運ぶ労働災害リスクを考え、利用者サービスの向上のための提案をいただきたい。 ・沼津労政会館における荷物の運搬方法について検討が必要。
サービス向上・利用増進	利用者の利便性向上及び利用増進に向け、利用者アンケートや利用状況の分析を踏まえた適切な取組や広報PRを行っているか 1 アンケート 2 その他 (1)意見箱 (2)メール (3)窓口 (4)電話 3 新たなサービスの提供 (1)コンシェルジュ機能 4 広報・PR	・アンケートは一定の回答を得られており、結果の集計はわかりやすく示されている。アンケート以外に多様な手段で意見を把握する努力も評価できる。 ・アンケート結果を活用して、利用率の向上につなげたい。 ・アンケートの調査対象で特に新規客の対象について及び分析方法については検討が必要。 ・アンケート結果に対する対応が不十分。 ・利用者サービスの向上という自己評価で路上喫煙問題に対して、利用者に注意喚起を実施したとあるが、これは利用者は困っておりサービスの向上ではない。 ・アンケートの期間を限定しなければもう少し多様な意見がでると感じた。	・早朝の時間外開館についてはできる場合もできない場合も結論を出すべきである。 ・早朝の時間外開館の検討を進める必要がある。 ・条例の開館時間について、夜間の利用率が低いことを踏まえると、開館時間を午前8時から午後8時までに変更することを検討してもよい。
	個人情報の取扱い及び利用者とのトラブル対策は適切か (1)個人情報管理 (2)利用者トラブル	意見なし	意見なし

県の評価

- 【指定管理者に対する評価委員の意見概要】
- ・収支赤字の改善及び利用率の増加策の検討が必要。
  - ・集客につながる効果的な周知方法の検討が必要。
  - ・アンケートの調査対象など活用方法に工夫が必要。
- 【県に対する評価委員の意見概要】
- ・沼津労政会館の荷物運搬や早朝の時間外開館の実施可否の結論が必要。
- 【まとめ】
- これらの指摘について指定管理者に伝え、今後の運営に生かしていく。